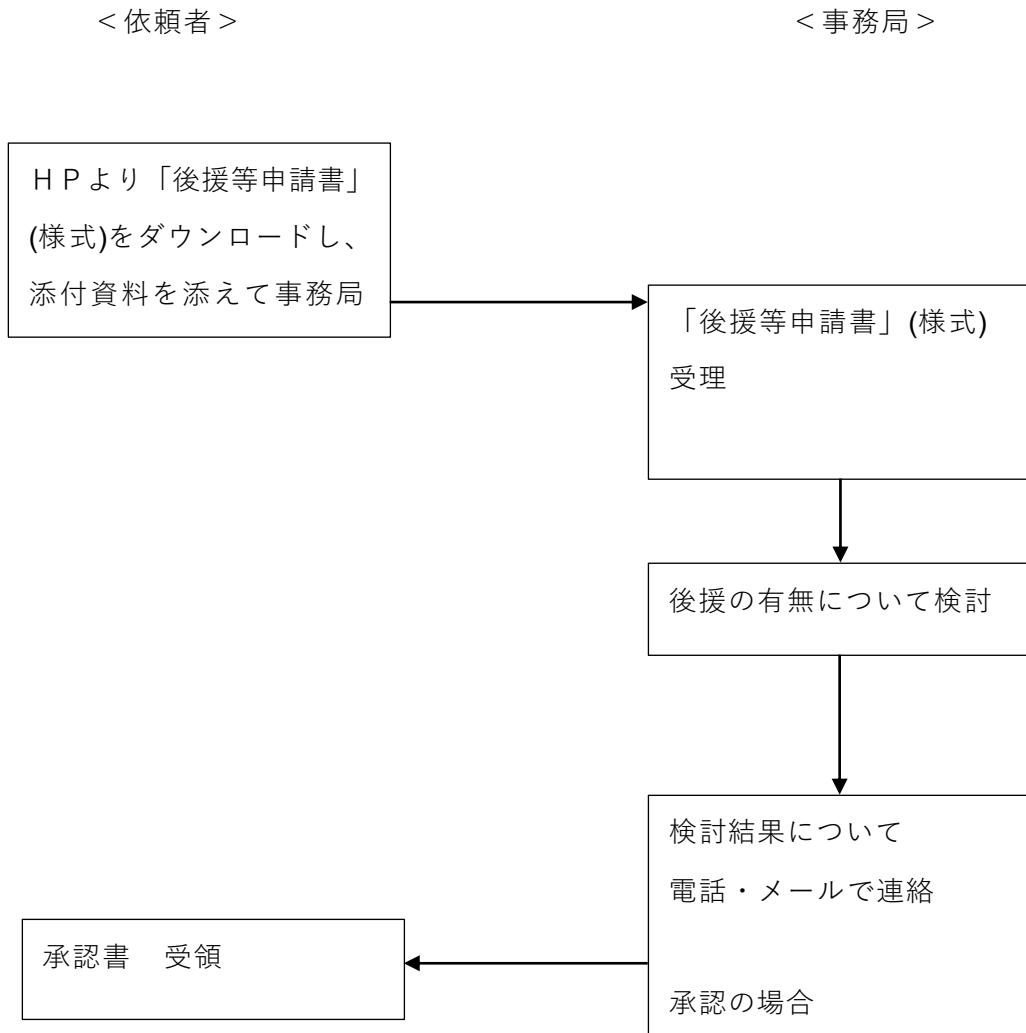


後援の手引き（フロー）



本協議会での広報を希望する場合には、広報申請書を準備し、事務局までメールにてご提出ください。

1. 本協議会の経費負担がない場合は、会長、副会長、総務理事で承認の有無を判断する
2. 本協議会の経費負担がある場合は、理事会の儀を経て承認の有無を判断する
3. 共催申請の場合は、経費の有無に関わらず理事会の儀を経て承認の有無を判断する